

## 緊急事態条項 国の権限強化は悪い冗談

毎日新聞 19 日、表題「松尾貴史のちょっと違和感」（イラストも）は多くの人に読んでもらいたいので、抜粋して紹介する。

作家の大江健三郎さんが亡くなった。知の巨人であり、日本文学の最高峰と言うべき作品を執筆されていたが、執筆活動の傍ら、日本国憲法を守る啓蒙活動もしておられた。「憲法 9 条こそが日本の安全保障である」ということを、分かりやすく伝えていた。

社会に閉塞感があると「なんでも変えてしまえ」というムードが湧きがちだが、それに警鐘を鳴らしてくれていたのだ。こういう時だからこそ、あまねく国民一人一人に健康で文化的な生活をする権利があることを約束させてくれている憲法を、権力者が自分たちに都合良く変えようとするに、内容も考えずに力を貸すようなことをしてはならない、と教えてくれていたのだ。

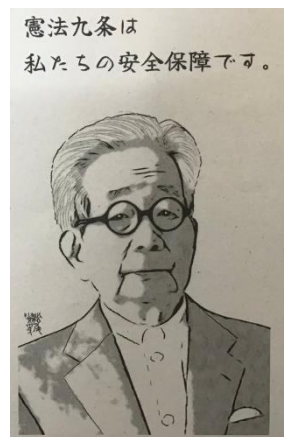
国会では、あのナチスドイツが利用して世界の惨状を招いた悪法「全権委任法」と同質の「緊急事態条項」を憲法に新設する話が進行している。都合のいい時だけ野党のふりをする日本維新の会や国民民主党が、国民を守る憲法を毀損したり停止させたりする力までも政権に与えてしまう恐ろしい企てに加担するという展開になっている。

維新や国民などは条文案をまとめる方針ということだが、そもそも緊急事態条項というのは、国家緊急権に基づいて、戦争、災害、恐慌などに対応するため、国家権力を特別に強化させるという性質のものだ。緊急事態の宣言が発せられた時には、国民それぞれの基本的人権は奪われ、公権力による非人道的なことが日常的に行われる恐れがある。

「でも緊急事態ならば仕方がないだろう」などと思う人もいるだろうけれども、内閣の都合で何度でも「緊急事態」を延長することも条文に定めれば可能になる。当時、先進的な憲法だと言われたワイマール憲法下で、ナチスが強大な力を手に入れたのも同じ図式だ。

そもそも「戦争が起きやすい方向へ誘導している」としか私には思えない岸田文雄政権が、緊急事態条項を手に入れたなら何が起きるだろうか。憲法の重要条項で、永久に戦争を放棄することがうたわれているのに「戦争への対応」で「権力を強化」という矛盾は何だろうか。

盗人に追い銭どころの話ではない。何度も言っているが、これは憲法改正ではなく、大きく後退、劣化させる憲法改悪なのである。全ての法律の根本にあるのが憲法であり、それに基づいて今日の社会が成り立っている。大きな犠牲を払った敗戦の反省に立って、私たちは平和を享受することが許されているのだ。



(2023 年 3 月 24 日)